

**自動車税の住所変更を
忘れずに**

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

住所が変わったときは、平成31年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に運輸支局で手続きしてください。

住所変更が間に合わない場合は、札幌道税事務所自動車税部にご連絡ください。



だくか、北海道のウェブサイトで住所変更手続きが可能です。

※軽自動車税については、課税されている市区町村が窓口となりますので、お間違いのないようご注意ください。

問い合わせ 札幌道税事務所自動車税部
(☎011-746-1197)

胆振幌別川の水位の上昇にご注意ください

3月は、雪解けなどにより、

幌別ダムが増水することがあります。水位の調節のため放流を行う際、胆振幌別川の水位が上昇しますのでご注意ください。

なお、放流の際には、ダムのサイレンを鳴らし、スピーカーによる放送や警報車でのパトロールを行います。

※市が設置している防災行政無線のサイレンとは異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

問い合わせ 北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所
(☎052-2821)

**平成30年北海道胆振東部
地震災害義援金を
配分しました**

北海道義援金配分委員会から配分された平成30年北海道胆振東部地震災害義援金について、市は、住家半壊の2世帯、一部損壊の20世帯に対して、計110万円を配分しました。

今後とも配分が予定されていますので、北海道胆振東部地震で被災された方は問い合わせください。

問い合わせ 社会福祉G
(☎051-911)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

こんなときには 国民年金の手続きが必要です



日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入する義務があります。国民年金の種別は、本人や配偶者の就職・転職・結婚などで変わることがあり、その場合は手続きが必要です。手続きをしないと、基礎年金（老齢・障害・遺族）が受け取れなくなることもあるため、必ず手続きをしましょう。

加入種別

- ・第1号被保険者…自営業者や学生など
- ・第2号被保険者…厚生年金に加入している会社員や公務員
- ・第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない方）

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき		
パート収入が130万を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎052-2137)